

東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領

	平成10年	4月22日	9 労経農地第1467号
改正	平成11年	7月30日	11 労経農地第 535号
改正	平成13年	6月 1日	13 産労農地第 277号
改正	平成16年	4月 1日	15 産労農振第2466号
改正	平成17年	4月 1日	16 産労農振第2105号
改正	平成19年	12月14日	19 産労農振第1309号
改正	平成20年	8月20日	20 産労農振第 839号
改正	平成21年	6月 3日	21 産労農振第 264号
改正	平成25年	4月 1日	25 産労農振第 75号
改正	平成26年	3月31日	25 産労農振第1536号
改正	平成26年	8月26日	26 産労農振第 904号
改正	平成27年	3月13日	26 産労農振第1744号
改正	平成29年	3月30日	28 産労農振第2297号
改正	令和 元年	11月27日	31 産労農振第1590号
改正	令和 5 年	4月 1日	5 産労農振第 24号
改正	令和 6 年	3月22日	5 産労農振第2950号
改正	令和 7 年	3月26日	6 産労農振第2728号

第1 趣旨

東京都地域特産化の推進実施要綱（平成13年6月1日付13産労農地第277号。以下「要綱」という。）第3の3に定める東京都山村・離島振興施設整備事業は、要綱によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施要件

1 対象地域は次のとおりとする。

（1）振興山村

山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された東京都内の振興山村

（2）特定農山村地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年6月16日法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された東京都内の特定農山村地域

（3）島しょ地域

離島振興法（昭和28年7月22日法律第72号）第2条第2項の規定に基づき公示された東京

都内の離島振興対策実施地域

(4) 小笠原諸島

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年12月8日法律第79号）による小笠原諸島

2 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 対象地域内の市町村

(2) 対象地域を所管する農業協同組合及びその連合会並びに森林組合及びその連合会

(3) 対象地域内の3戸以上の農家が組織する営農集団（以下、「営農集団」という。）

(4) 「特認経営体」（知事が特に認める3戸未満の経営体。なお、特認経営体とは営農集団で実施できない（3戸未満でしか事業に取り組むことが出来ないこと）理由が明確であり、その旨を記載した別記様式1の特認協議書が市町村長から知事あてに提出され、知事が特に認めた者とする。）

(5) 農業経営を行う法人

(6) その他の団体（一般社団法人伊豆大島農業生産組合、一般社団法人三宅島農業振興会）

(7) 対象地域内の市町村が出資する法人

3 受益者については、次のとおりとする。

第2の2の(3)から(5)の事業実施主体の受益者については、本事業の実施により農業経営力が向上する見込みがあること。ただし、別表(2)エを実施する場合は、この限りでない。

第3 事業内容等

1 事業の種類は次のとおりとし、具体的な事業内容等は別表のとおりとする。

(1) 整備計画策定事業

(2) 農林業経営近代化施設整備事業

(3) 交流促進施設整備事業

(4) 被災施設復旧事業

(5) 被災施設再建事業

2 事業を実施できる場所は、第2の1の対象地域内とする。ただし、別表の(2)のウの流通販売促進施設については、対象地域の農業振興に特に必要な場合に限り、東京都内全域で事業を実施できるものとする。

第4 事業実施計画の策定等

1 一市町村内で事業を実施する場合の事業実施計画の策定等

市町村長は、関係者の合意を形成した上で事業実施計画（別記様式2）を策定し、知事の認定を受けるものとする。

2 複数市町村を含む地域で事業を実施する場合の事業実施計画の策定等

第3の(2)から(5)までの事業については、複数市町村を含む地域による広域で事業を実施することができるものとし、事業実施計画の策定等は、次のとおり行うものとする。

(1) 事業実施計画は、関係者の合意を形成した上で事業実施主体が策定する。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の策定にあたっては、関係する全ての市町村長に協議し、同意を得る。

(3) 事業実施主体は、策定した事業実施計画について知事の認定を受ける。

(4) 事業実施計画の様式は、別記様式2に準ずる。

3 事業の実施期間

事業実施計画に基づく事業の実施期間は1年度内を原則とするが、特に必要と認められるものについては、3年度を限度に設定することができる。

4 特認施設の整備

第3に定める別表の(2)ア・イ・ウ及び(3)の特認施設を整備する場合は、別記様式3により認定を受けるものとする。

5 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更は、次の場合いずれかに該当する場合に行うものとし、手続きは事業実施計画の策定に準じて行うものとする。

- (1) 市町村の基本方針の変更
- (2) 事業項目、事業内容の変更
- (3) 事業量又は事業費の3割を超える変更
- (4) 目標、管理運営・利用計画の変更
- (5) 事業実施主体の変更
- (6) その他知事が特に必要と認める場合

第5 各種施策との連携

本事業の推進に当たっては、当該地域に係る関連諸制度との調和を図るとともに、次に掲げる施策との連携及び活用に配慮するものとする。

- 1 経営構造対策事業
- 2 山村振興等特別対策事業
- 3 株式会社日本政策金融公庫資金、農業近代化資金等の制度金融の措置
- 4 農林業技術の開発・普及又は、農林業機械化の促進に関する施策
- 5 農林業後継者の育成・確保に関する施策
- 6 その他事業、施策等

第6 事業実績報告等

- 1 市町村長は、別表の(1)の事業については、事業の完了後に別記様式4により事業実績報告書を作成し、事業実施翌年度の5月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 (1) 市町村長は、別表の(2)から(5)までの事業については、完了の翌々年度から5年間、別記様式5により前年度までの事業の実績を取りまとめ、5月末日までに知事に報告するものとする。
(2) ただし、別表(2)エ、オの場合は、別記様式5により事業実績を取りまとめ、完了の翌々年度の5月末日までに初回の報告、初回の報告から4年後の5月末日までに二回目の報告をするものとする。
- 3 市町村長は、2の報告において、目標に対する達成率等が低い場合や事業実績が適切でない場合については、別に定めるところにより改善措置を講ずるものとする。

- 4 1 から 3 までのほか、市町村長は、知事の求めに応じて、本事業の実施状況を報告するものとする。
- 5 第 4 の 2 により事業実施主体が事業実施計画を策定して事業を実施した場合の事業実績報告、様式及び改善措置等は、2 から 4 までに準じる。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

本要領の施行に伴い、東京都山村・離島振興施設整備事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付 8 労経農地第 1 5 4 2 号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 7 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年度までに認定された東京都山村・離島振興施設整備事業実施計画に係る実績報告その他各手続きについては、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 8 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１１月２７日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3関係）

事業名及び事業項目	事業実施主体	事業内容及び助成対象
（1）整備計画策定事業	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	ア 推進組織の設置 整備計画策定に向けた推進組織の設置 イ 地域の合意形成 施設等の整備に関する地域農業にかかわる幅広い関係者の合意形成に必要な会議、アンケート等 ウ 目標の設定 施設等の整備事業に係る目標の設定に必要な調査等 エ 具体的な計画の作成 施設の形態及び数量の決定に必要な調査等 利用計画の作成、施設の設計、経費の算定等 オ 費用対効果の算定 整備を予定している施設等の費用対効果の算定に必要な基礎的資料の収集・分析、算定方法の検討、費用対効果の算定等 カ その他、事業実施計画策定にあたって必要な事項等
（2）農林業経営近代化施設整備事業		
ア 生産力強化・効率化のための生産振興施設	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	生産力の強化・効率化に必要な施設の整備を行う。 栽培施設 運搬施設 小規模給水施設 地力増進施設 農林業機械導入 特認施設
イ 新規就農者を育成するための施設	市町村、農業協同組合、その他の団体、市町村が出資する法人	新規参入者等の育成のための研修施設等の整備を行う。 研修施設等

ウ 流通販売促進施設	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	加工、流通、販売体系の改善、消費者ニーズに見合った供給の促進、農産物の情報発信等に必要な施設の整備を行うものとする。 集出荷施設 流通施設 加工施設 直売施設 貯蔵施設 特認施設
エ 労働環境快適化施設	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	労働環境快適化のため、必要な施設・設備の整備を行うものとする。 (1) 保健用空調及び休憩スペース (2) トイレ、シャワー設備
オ 再生可能エネルギー利用促進施設	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	再生可能エネルギーの利用促進のため、必要な施設・設備の整備を行うものとする。 (1) 太陽光発電設備 (2) 蓄電池 (3) (1)で発電した電気を供給源とする、農林業に供する電動機械機器等
(3) 交流促進施設整備事業	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	地域資源を活用し、観光農業による経営の多角化、農業への理解の増進、地域住民との交流の促進等に必要な施設の整備を行う。 農園整備 景観整備 看板・植栽整備 交流・体験施設 特認施設

(4) 被災施設復旧事業	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	激甚災害等により被災した施設のうち、国庫等の復旧事業の対象とならない再建及び改修等 事業の対象となる施設は、(2) 及び (3) に相当する施設のうち、実施要件等については (2) 及び (3) に相当する施設と同様とする。
(5) 被災施設再建事業	市町村、農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、市町村が出資する法人	激甚災害等により被害を受けた施設等の再建のための整備を行う。 原則として国庫で復旧事業等を実施しなかった場合に実施する。 事業の対象となる施設は、(2) 及び (3) に相当する施設とする。 施設等のあった場所が被災により復旧困難となっている場合、施設等の再建は、他の場所でも可能とする。 施設等の再建について、その面積、形状、栽培品目、附帯施設等の内容について、過去の施設等の制約は受けないものとする。

注 1：特認施設は、事業の目的を達成するために特に必要と認められる施設について、知事が特に認めるものとする。実施にあたっては、第 4 の 4 により認定申請を行うものとする。

注 2：直売施設又は集出荷施設等の改築等で、工事期間中、直売機能又は集出荷機能の維持を図るため、仮設施設を設置する場合、目的達成に向け必要最小限の範囲で当該仮設施設に係る経費を助成対象とする。

注 3：整備計画策定事業において、事例の視察、イベントの開催、事業化を予定している施設に直接関係のない計画作成等については、本事業の対象外とする。

注 4：整備計画策定事業において、事業実施主体が自ら実施することが困難である場合は、事業一部を外部に委託することができるものとする。

注 5：被災施設復旧事業及び被災施設再建事業において、園芸施設共済対象施設については、被災した施設が共済に加入していた場合は、再建費又は改修費から共済金を差し引いた金額を事業費とし、加入していなかった場合は、再建費又は改修費から共済金相当額（再建費又は改修費に 10 分の 8 を乗じた金額）を差し引いた金額を事業費とする。

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

市町村長名

特 認 協 議 書

東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領第 2 の 2 の（4）に基づき、特認協議書を提出します。

記

農業者名	
特認とする理由	

別記様式 2（第 4 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長

氏 名

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業実施計画認定（変更認定）申請書

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業について、東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成 1 0 年 4 月 2 2 日付 9 労経農地第 1 4 6 7 号）第 4 に基づき、事業実施計画の認定（変更認定）を申請します。

記

別紙のとおり

地域指定状況	
事業実施年度	年度
目標年度（事業実施 5 年後）	年度

※整備計画策定事業は、目標年度の欄は空白にする

年度 ○○市、町又は村山村・離島振興施設整備事業実施計画書
（市町村名）

市町村名	
事業対象地域の名称	
事業の種類	（要領第 3 に基づき記入する）

年 月

<別表（１）の様式>

１ 事業の基本方針

市町村及び事業実施主体における近年の農業生産の動向や課題を踏まえ、どのように農業の振興を図っていくのか、基本方針を総括的に記述する。なお、市町村の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第６条により策定された農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想や農業振興計画等の内容と十分に整合性を図ること。

２ 事業対象地域の農業の概要

（１）地域の概要

	総農家数（戸）	認定農業者数（人）	農地面積（ha）
	年 月 日現在	年 月 日現在	
市町村			
事業対象地域			

（２）地域の現状と課題

（３）関連産業等の動向

（農業と関連のある観光業、商工業及び運送業等の状況、必要に応じて林業及び水産業の状況）

（４）地域農業振興に向けた取組

（担い手の育成、農地の利用集積、遊休農地の解消、その他について）

３ 事業の目的及び具体的活動内容

（１）事業の目的

（２）推進組織の設置

名 称	
代表者氏名	
組織体制	
構成団体	

<別表（１）の様式>

（３）具体的な取組内容及び時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進組織の設置												
地域の合意形成 ・座談会 ・アンケート ・(その他必要事項)												
目標の設定												
整備する施設の具体的な計画 の作成 ・形態及び数量の決定 ・利用計画の作成 ・施設の設計 ・経費の算定 ・(その他必要事項)												
費用対効果の算定のための基 礎調査・費用対効果の算定												
(その他必要事項)												

※ 各々の取組期間を矢印や○印等で示す

（４）業務の一部の外部委託（民間業者等へ業務委託を行う場合）

ア 委託を行う業務の内容

イ 民間業者等の選定の方法

ウ その他

４ 事業費等

単位：千円

総事業費					備考
	補助対象経費	都費	市町村費	その他	

＜別表（２）、（３）、（４）、（５）の様式＞

１ 事業に対する市町村の基本方針

市町村及び事業実施主体における近年の農業生産の動向や課題を踏まえ、どのように農業の振興を図っていくのか、基本方針を総括的に記述する。なお、市町村の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第６条により策定された農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）等の市町村の農業振興に関する計画（「東京農業振興プラン」に準じて市町村独自に策定した農業振興プラン、及び、農業単独での振興計画の策定が困難な市町村の、市町村産業振興計画等における農業振興に係る計画を含む）や農業振興計画等の内容と十分に整合性を図ること。

別表「（５）の被災施設再建事業」を行う場合にあっては、台風被害の状況や課題を踏まえ、どのように個別経営体等の農業の再建を図っていくのか、方針を記述する。

２ 市町村及び事業受益地区の概要

（１）耕地面積及び農家数等

区 分	総農家数（戸）	認定農業者数（人）	農地面積
	年 月 日現在	年 月 日現在	（ha）
市町村 （全域）			
受益地区			

（２）対象地域の概要

３ 本事業の実施による取組

（１）現状

（２）課題

（３）事業の目的及び取組内容

４ 合意形成までの経緯

（１）事業関係組織等の名称（生産者組織、関係団体、必要に応じ集落組織、商工・観光関係組織等）

（２）合意形成のための会議、座談会、意見交換会等の開催状況（時期、会議等の名称）

５ 推進指導体制

本事業の推進指導体制について、事業実施主体までの流れがわかるように記載すること（市町村、事業推進体制、営農集団、生産販売組織との関係等）。

<別表（２）ア・イ・ウ、（３）、（４）、（５）の様式>

6 目標

（１）基本目標

項目	単位	整備年度 (年度)	実施後 1 年目	実施後 2 年目	実施後 3 年目	実施後 4 年目	目標年度 (年度)	備考
農業経営全 体の所得（ 受益農家の 計）	千円							
事業に係わ る収入（受 益農家の計 ）	千円							
労働時間短 縮	時間							
遊休農地の 解消※ ¹	ha							
施設の 利用者数※ ²	人							

事業の目的に応じた目標を一つ又は複数定める（上表に書かれている項目が事業に適さない場合は、任意の目標を設定できる）

※¹は、所有権の移転、利用権の設定、農作業受委託（面積は基幹作業の受託割合で換算）等によるものとする。

※²は、交流促進施設整備事業のみ選択可能。

備考欄には、必要に応じて目標の定義を記入する。

（２）選択目標

項目	単位	整備年度 (年度)	実施後 1 年目	実施後 2 年目	実施後 3 年目	実施後 4 年目	目標年度 (年度)	備考
認定農業者の 育成	人							
担い手への 農地の集積	ha							
対象作物の 粗生産額	千円							
対象作物の 販売額	千円							
対象作物の 出荷量	t kg							
雇用者の確保 (常時) (臨時)	人							
新規就農者	人							
施設の収入	千円							
(任意設定)								

※ 選択目標は、事業を実施する上で、指標として必要な項目を設定する（記入されている項目は例示）。】

＜別表（２）ア・イ・ウ、（３）、（４）、（５）の様式＞

7 施設整備計画及び事業費

施設整備計画	事業実施主体名	受益戸数 (戸)	対象作物	受益面積 (ha)	事業内容 (整備する施設・機械等)	事業量	総事業費	補助対象経費	負担区分		
									都	市町村	その他
	合 計										

8 施設・機械の管理運営・利用計画

施設・機械名	月別利用計画（目標年度）												設置場所 (管理者名)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

※ 各々の取組期間を矢印や○印等で示す

※ 施設管理を委託するなど、事業実施主体が直接管理・利用しない場合には、設置場所のほかに、括弧書きで管理者名の氏名又は団体名並びに委託又は貸与等の管理の形態を記入する。

9 添付資料、申請書等

（特認施設以外）

- （１）事業実施主体の規約等（営農集団の場合）
- （２）整備する施設の内容及び運営方法
 - ア 施設及び機械の管理運営規約（の案）
 - イ 整備する施設の位置図
 - ウ 整備する施設の平面図
- （３）事業費の根拠（実施設計、見積等）
- （４）農業共済制度加入等に関する誓約書（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第２）
- （５）施設等の移転に関する誓約書（耐用年数の期間内の貸借契約等を締結した事業用地に設置する場合）（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第５）
- （６）その他必要な資料

（特認施設）

- （１）事業実施主体の規約等（営農集団の場合）
- （２）特認施設認定申請書
- （３）事業費の根拠（実施設計、見積等）
- （４）農業共済制度加入等に関する誓約書（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第２）
- （５）施設等の移転に関する誓約書（耐用年数の期間内の貸借契約等を締結した事業用地に設置する場合）（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第５）
- （６）その他必要な資料

＜別表（２）エ・オの様式＞

6 施設整備計画及び事業費

施設整備計画	事業実施主体名	受益戸数 (戸)	対象作物	受益面積 (ha)	事業内容 (整備する施設・機械等)	事業量	総事業費	補助対象経費	負担区分		
									都	市町村	その他
合 計											

7 施設・機械の管理運営・利用計画

施設・機械名	月別利用計画（目標年度）												設置場所 (管理者名)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

※ 各々の取組期間を矢印や○印等で示す

※ 施設管理を委託するなど、事業実施主体が直接管理・利用しない場合には、設置場所のほかに、括弧書きで管理者名の氏名又は団体名並びに委託又は貸与等の管理の形態を記入する。

8 添付資料、申請書等

- (1) 事業実施主体の規約等（営農集団の場合）
- (2) 整備する施設の内容及び運営方法
 - ア 施設及び機械の管理運営規約（の案）
 - イ 整備する施設の位置図
 - ウ 整備する施設の平面図
- (3) 事業費の根拠（実施設計、見積等）
- (4) 農業共済制度加入等に関する誓約書（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第2）
- (5) 施設等の移転に関する誓約書（耐用年数の期間以内の貸借契約等を締結した事業用地に設置する場合）（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第5）
- (6) 別紙（2）オを実施する場合：発電した電気の利用に関する誓約書（「山村・離島振興施設整備事業の運用について」別記様式第3）
- (7) その他必要な資料

別記様式 3（第 4 の 4 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長

氏 名

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業特認施設認定申請書

東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成 1 0 年 4 月 2 2 日付 9 労経農地第 1 4 6 7 号）
第 4 の 3 に基づき、特認施設の認定を申請します。

記

- 1 特認施設の名称
- 2 特認施設的内容及び数量・規格等（必要に応じて資料を添付する）
- 3 特認施設を整備する理由
- 4 整備する施設的内容及び運営方法（資料等を添付）
 - （1）管理運営規約（の案又は運営方法の説明）
 - （2）整備する施設の平面図
 - （3）整備する施設の位置図

別記様式 4（第 6 の 1 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長

氏 名

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業実績報告書

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業が完了したので、東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成 1 0 年 4 月 2 2 日付 9 労経農地第 1 4 6 7 号）第 6 の 1 に基づき報告します。

記

別紙のとおり

地域指定状況	
事業実施年度	年度

年度 ○○市、町又は村山村・離島振興施設整備事業実績報告書
(市町村名)

市町村名	
事業対象地域の名称	
事業の種類	整備計画策定事業

年 月

＜別表（１）の事業の様式＞

1 実績の概要

2 具体的活動内容

（１）推進組織の設置

名 称	
代表者名	
組織体制	
構成団体	

（２）具体的な取組内容及び時期

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
推進組織の設置												
地域の合意形成 ・ 座談会 ・ アンケート ・ (その他必要事項)												
目標の設定												
整備する施設の具体的な計画 の作成 ・ 形態及び数量の決定 ・ 利用計画の作成 ・ 施設の設計 ・ 経費の算定 ・ (その他必要事項)												
費用対効果の算定のための基 礎調査・費用対効果の算定												
(その他必要事項)												

※ 各々の取組期間を矢印や○印等以示す

＜別表（１）の事業の様式＞

（３）設定した目標及び利用計画

項目	内容

※ 事業毎に必要な目標等を設定する

（４）費用対効果の算定のための基礎調査・費用対効果の算定

対象施設等	活動内容と結果の概要

（５）業務の外部委託状況(民間業者へ業務委託を行った場合)

民間業者等の選定方法	
委託先民間業者等名	
委託業務内容	
成果	
所見	

（６）整備する施設の概要

施設の名称	整備する数量	施設の説明

※施設の名称は、原則として商品名は用いないこと。

（７）その他

活動項目	内容等

3 事業費等

単位：千円

総事業費					備考
	補助対象経費	都費	市町村費	その他	

4 添付書類

次の書類を添付するものとする

- （１）整備計画（事業実施計画書等の案）
- （２）費用対効果の算定のための基礎調査の写し（実施した場合）
- （３）実施した調査の結果（実施した場合）
- （４）その他資料

別記様式5（第6の2関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市町村長

氏 名

年度 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業実績報告書

年度に実施した 市、町又は村 山村・離島振興施設整備事業について、東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領（平成10年4月22日付9労経農地第1467号）第6の2に基づき、年度の事業の実績を報告します。

記

別紙のとおり

＜別表（２）ア・イ・ウ、（３）、（４）、（５）の事業の様式＞

１ 事業実施主体等の活動状況（支援活動実績を含む）

事業実施主体の営農改善等の状況と１年間の取組状況等
※ 実施計画に掲げた事業実施主体が目指す農業経営等の考え方に基づき、事業実施主体が実施した取組や効果及び共済等への加入状況を記載（取組内容がわかる資料の添付も可）。
市町村の１年間の取組状況等
※ 実施計画に掲げた基本方針に基づき、市町村が実施した取組や効果を記載（取組内容がわかる資料の添付も可）。

２ 目標達成状況

（１）基本目標

項目	単位	整備年度 (年度)	実施後 １年目	実施後 ２年目	実施後 ３年目	実施後 ４年目	目標年度 (年度)	備考
		計画時の 数値 (①)	上段：計画 (②) 中段：実績 (③) 下段：達成率 (④)					

（２）選択目標

項目	単位	整備年度 (年度)	実施後 １年目	実施後 ２年目	実施後 ３年目	実施後 ４年目	目標年度 (年度)	備考
		計画時の 数値 (①)	上段：計画(②) 中段：実績(③) 下段：達成率 (④)					

＜別表（２）ア・イ・ウ、（３）、（４）、（５）の事業の様式＞

３ 施設・機械の管理運営・利用実績

施設・機械名	月別利用期間（ 年度）												設置場所 (管理者名)
	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	１	２	３	

※ 各々の取組期間を矢印や○印等以示す

※ 施設管理を委託するなど、事業実施主体が直接管理・利用しない場合には、設置場所のほかに、括弧書きで管理者名の氏名又は団体名並びに委託又は貸与等の管理の形態を記入する。

４ 農業共済等への加入状況

<別表（２）エ・オの事業の様式>

1 施設・機械の管理運営・利用実績

施設・機械名	月別利用期間（ 年度）												設置場所 (管理者名)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

※ 各々の取組期間を矢印や○印等以示す

※ 施設管理を委託するなど、事業実施主体が直接管理・利用しない場合には、設置場所のほかに、括弧書きで管理者名の氏名又は団体名並びに委託又は貸与等の管理の形態を記入する。

2 施設・機械の利用状況

3 農業共済等への加入状況